

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		医療法人の定款又は寄附行為の変更認可
根拠条例・規則等名		医療法、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例
条 項		第54条の9第3項、別表第13項四の第3号
所 管 部 課		保健福祉局 保健部 地域医療課（電話：048-829-1292）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	医療法人の設立の認可に係る審査基準を参照のこと。
	設定等年月日	平成19年4月1日設定 平成28年9月1日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	審査期間 10日
	設定等年月日	平成19年4月1日設定 平成28年9月1日最終改正
備 考		